

憲法

次の【設例】を読み、下記の【設問】に答えなさい。

【設例】

A国は、途上国には珍しく議会制民主主義が正常に機能している国として知られてきたが、近年は、経済の支柱である一次産品の国際価格が低迷して、インフレ率や失業率が上昇し、次第に政情が不安定化してきた。この結果ついにクーデタが勃発し、陸軍の指導者B将軍を首班とする軍事政権が樹立された。この軍事政権は、反対派の大規模な弾圧に着手し、多くの人々が投獄されたり拷問を受けたりしている。また、軍事政権の関係者は、政府機構を私物化し、それによって得た資産を先進国へ移転させているといわれている。国際社会はこうした状況に鑑み、A国に経済制裁を課すことによって、軍事政権の弱体化を図り、民主政への復帰を促そうとしている。

日本も国際世論に歩調を合わせ、国会は、「A国における民主政の早期回復を図るための臨時措置法」（以下「臨時措置法」という。）を制定した。

【設問1】

臨時措置法によれば、B将軍、その家族、側近、軍事政権周辺の要人あるいはこれらの者と実質的に同視すべき人（法人を含む。臨時措置法では、「特定懸念人物」という。）が保有する日本国内所在の資産（臨時措置法では、「国内所在資産」という。）を、日本政府が補償なく収用し、必要があれば換価して、A国における弾圧の被害者の救済に用いることができる。国内所在資産には、銀行預金、有価証券、土地・建物、動産、知的財産権など、経済的価値のある財はすべて含まれる。なお、国内所在資産を日本政府が収用する場合、臨時措置法には、聴聞その他の事前手続を行う旨の規定はない。

臨時措置法の内容は、憲法に違反しないか。

【設問2】

Cは、日本国内においてレアアースの精錬を業とするD株式会社の代表取締役社長として、その経営に当たってきた。D社の株式は従来、C自身が51パーセント、B将軍の娘であるEが実質的に支配する資源関連企業F社（A国法人）が3分の1、残りをD社の取引銀行などが保有してきた。D社は、こうした株主構成の下で、F社から原料のレアアースの供給を受けて操業し、その業績は堅調であった。ところが、臨時措置法の施行に伴って、F社の保有するD社株式も国内所在資産に該当するとして、政府に収用されたため、F社（および同社を実質的に支配するE）は、大株主としてD社の経営に関与する道を失った上、今後は、銀行口座に振り込まれた売上金も収用されることとなった。このため、F社がD社と取引することはできなくなり、原料レアアースの供給も停止されたので、D社も、事業の継続が困難になり、ほどなくして廃業のやむなきに至った。

Cは、D社が廃業して企業としての価値を失ったのは、臨時措置法が施行されたことが

憲法

原因であり、これは、私有財産が「公共のために用ひ」られたことに当たるとして、補償を請求しようと考えている。

Cの請求は認められるか。補償の要否についてのみ解答すればよい。

(120点)